

# 奈良市公報

号外第17号

平成26年5月30日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目 次

### 規 則

- 奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 ..... 1  
○奈良市消防吏員服制規則の一部を改正する規則 ..... 1

### 告 示

- 一般競争入札の実施 ..... 2  
○放置自転車等の保管 ..... 2  
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定辞退の届出 ..... 2  
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業を廃止した旨の届出 ..... 3  
○生活保護法の規定による医療機関の指定（2件） ..... 3  
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出 ..... 3  
○建築協定書の公衆縦覧 ..... 3  
○放置自転車等の保管 ..... 4  
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件） ..... 4  
○奈良市議会定例会の招集 ..... 5  
○放置自転車等の保管 ..... 5  
○道路の位置指定 ..... 5  
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 ..... 5  
○生活保護法の規定による施術者の指定 ..... 5  
○放置自転車等の保管 ..... 6  
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件） ..... 6  
○平成25年度国民健康保険料督促状の公示送達 ..... 6  
○放置自転車等の保管 ..... 6  
○地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出 ..... 6  
○一般競争入札の実施 ..... 7

### 監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知 ..... 7

### 公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 ..... 12

### 農 業 委 員 会

- 農政部会の招集 ..... 13  
○農地法の規定に基づく別段の面積 ..... 13

## 規 則

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第4号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第45号）  
の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表の1項中「平成3年から起算して2年」  
を「平成26年4月1日から同年12月25日まで及び平成27年  
から起算して3年」に改め、同表の4項中「又は物品販売業」  
を「、物品販売業」に改め、「除く。」の次に「、キャ  
バレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、  
待合、料理店、飲食店又は遊技場」を加え、同表の6項中  
「共同住宅」の次に「（3階以上で延べ面積が1,000平方メー  
トル以上のものに限る。）」を加え、「300平方メートル以上」  
を削る。

第13条第1項第2号中「6項」を「1項、6項及び7項  
(ボーリング場及び水泳場に限る。)」に改める。

別記第2号様式から別記第10号様式までの規定中「（あ  
て先）」を「（宛先）」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、  
第12条第1項の表の改正規定（4項に係る部分に限る。）  
は、平成28年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈  
良市建築基準法施行細則の規定に基づき作成されている  
用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成26年2月27日掲示済）

奈良市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成26年2月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第5号

奈良市消防吏員服制規則の一部を改正する規則  
奈良市消防吏員服制規則（昭和42年奈良市規則第12号）  
の一部を次のように改正する。

別表防火帽の部帽の款色及び地質の項中「黄又はオレン  
ジ色」を「銀色」に改め、同款き章の項中「金属製」を  
「樹脂製」に改め、「台地は地質と同じものとする。」を削  
り、同部しころの款色及び地質の項中「黄又はオレンジ色」  
を「濃紺色」に改め、同表盛夏救急帽の部色及び地質の項  
中「暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用し  
た霜降りトロピカル」を「冬救急帽と同様とする。」に改

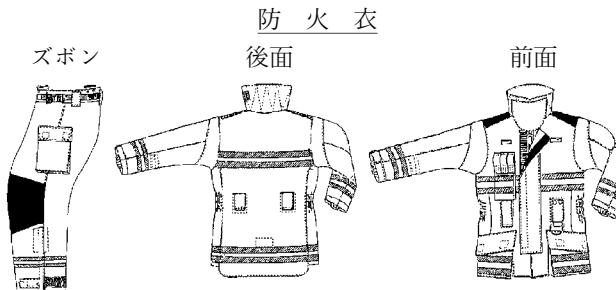
め、同表冬服の部上衣の款製式の項中「黒色金属製」を「黒色」に改め、同表活動服の部上衣の款階級章の項を次のように改める。

階級章	冬服上衣と同様とし、右胸部に付ける。
-----	--------------------

同表防火衣の部製式の項中「折り襟ラグランそで式バンド付きとする」を「折り襟ラグランそで式バンド付き」とし、背面上部に「奈良市消防局」と表示するに、「3個のロットボタン」を「ファスナー」に改め、「左右側腹部」の次に「及び右胸部」を加え、同表救急用白衣の部を削り、同表救助服の部上衣の款製式の項中「胸部左右に各1個のポケットを付ける」を「胸部左右に各1個のポケットを付け、背面上部に「奈良市消防局」と表示するに改め、同表防寒衣の部活動服用の款製式の項中「ブルゾン型とする」を「ブルゾン型とし、背面上部に「奈良市消防局」と表示するに改め、同表雨衣の部上衣の款製式の項中「ラグランそでとする」を「ラグランそでとし、背面上部に「奈良市消防局」と表示するに改め、同表ネクタイの項中「又はエンジ色の」を「を基調とした」に改め、同表靴の部に次のように加える。

編上式ゴム長靴	黒色を基調としたゴム製（踏抜き防止板を挿入する。）とし、外側にファスナーを付ける。
---------	---

別表の図の救助帽の部分を削り、同表の図の防火衣の部分を次のように改める。



別表の図の救急用白衣の部分を削り、同表の図の防寒衣の部分中「作業服用」を「活動服用」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年2月27日掲示済)

## 告 示

#### 奈良市告示第75号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年2月17日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 入札に付する事項

交通安全施設整備工事（学園南一丁目地内・西部第335号線）ほか3件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年2月17日掲示済)

#### 奈良市告示第76号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年2月17日

奈良市長 仲川元庸

#### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

#### 2 移動年月日

平成26年2月17日

#### 3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

#### 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

#### 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

#### 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

#### 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

#### 8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成26年2月17日掲示済)

#### 奈良市告示第77号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定辞退の届出がありましたので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成26年2月18日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目及び障害名	辞退年月日
城戸光	医療法人新仁会 奈良春日病院	奈良市鹿野園町 1212番地の1	整形外科 (肢体不自由)	平成24年8月15日

(平成26年2月18日掲示済)

奈良市告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
當座歯科医院	奈良県奈良市鳥見町三丁目4-22	平成26年1月6日

(平成26年2月18日掲示済)

奈良市告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年2月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日

やまがた内科医院	奈良県奈良市法蓮町1095	平成26年2月1日
----------	---------------	-----------

(平成26年2月18日掲示済)

奈良市告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年2月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いい薬局 奈良右京店	奈良県奈良市右京三丁目23番7	平成26年2月1日

(平成26年2月18日掲示済)

奈良市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年2月18日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	とみお診療所在宅介護支援センター	奈良県奈良市三碓二丁目1-6	医療法人 平和会	
新	とみお診療所在宅介護支援センター	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25SSKビル202号	社会医療法人 平和会	平成25年8月19日
旧	日本ホスピタルサポート有限会社	奈良県奈良市六条町109-1	日本ホスピタルサポート有限会社	
新	日本ホスピタルサポート有限会社	奈良県奈良市七条町100番地の4	日本ホスピタルサポート有限会社	平成25年12月21日

(平成26年2月18日掲示済)

奈良市告示第82号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定による建築協定の認可をしましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、同条第3項の規定により当該建築協定書を一般の縦覧に供します。

平成26年2月19日

奈良市長 仲川元庸

1 建築協定認可申請書を提出した者の住所及び氏名

(1) 住所  
奈良市青山一丁目7番63

(2) 氏名  
福田 繁

2 建築協定の名称及び区域

(1) 名称  
奈良市青山一丁目7番建築協定

(2) 区域  
奈良市青山一丁目7番1から同番63

3 建築協定の認可年月日及び認可番号

(1) 認可年月日  
平成26年2月19日

(2) 認可番号  
第18号

4 建築協定書の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課  
(平成26年2月19日掲示済)

## 奈良市告示第83号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年2月20日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成26年2月20日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年2月20日掲示済)

## 奈良市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁団体 奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月20日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容（名称）

変更事項	変更前	変更後
名称	奈保町自治会	地縁団体 奈保町自治会

## 2 変更があった事項及びその内容（代表者の氏名及び住所）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山尾 光美 奈良市奈保町8番25号	山岡 章宏 奈良市奈保町17番22号

## 3 変更の年月日

平成26年2月11日

(平成26年2月20日掲示済)

## 奈良市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出が

がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月20日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	東久保 常眞 奈良市月ヶ瀬桃香野4582番地	奥西 喜代照 奈良市月ヶ瀬桃香野3581番地の7

## 2 変更の年月日

平成26年1月1日

(平成26年2月20日掲示済)

## 奈良市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月20日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	井岡 克哉 奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の2	今北 学 奈良市月ヶ瀬月瀬239番地

## 2 変更の年月日

平成26年1月1日

(平成26年2月20日掲示済)

## 奈良市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月20日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	井阪 秀樹 奈良市月ヶ瀬嵩283番地の1	田中 克尚 奈良市月ヶ瀬嵩272番地

## 2 変更の年月日

平成26年1月1日

(平成26年2月20日掲示済)

## 奈良市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出が

ありましたので、同条例第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月20日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	福永嘉洋 奈良市月ヶ瀬長引308番地	西中健 奈良市月ヶ瀬長引184番地の4

## 2 変更の年月日

平成26年1月1日

(平成26年2月20日掲示済)

## 奈良市告示第89号

平成26年2月28日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成26年2月21日

奈良市長 仲川元庸

(平成26年2月21日掲示済)

## 奈良市告示第90号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年2月21日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成26年2月21日

## 3 移動対象区域

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション	平成26年2月1日 平成26年2月1日
医療法人宝山会 介護老人保健施設「桜の里」	奈良県奈良市八条五丁目43 7-10		
医療法人宝山会	大阪府岸和田市土生町五丁目11番16号		

(平成26年2月21日掲示済)

## 奈良市告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月24日

奈良市長 仲川元庸

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成26年2月21日掲示済)

## 奈良市告示第91号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年2月21日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥英次
道路の位置	奈良市法華寺町45番1及び同番2の各一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	32.75m
指定年月日	平成26年2月21日
指定番号	第H2509号

(平成26年2月21日掲示済)

## 奈良市告示第92号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年2月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定期間
東中淑絵		
東中淑絵	奈良県奈良市尼辻中町5番9号	あんま 平成26年2月19日

(平成26年2月24日掲示済)

**奈良市告示第94号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年2月24日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成26年2月24日

## 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年2月24日掲示済)

**奈良市告示第95号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月25日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	杉生 隆三 奈良市月ヶ瀬尾山2304番地	中西 喜久 奈良市月ヶ瀬尾山2263番地

## 2 変更の年月日

平成26年1月1日

(平成26年2月25日掲示済)

**奈良市告示第96号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年2月25日

奈良市長 仲川元庸

## 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	稻森 源治 奈良市月ヶ瀬石打849番地	西脇 利明 奈良市月ヶ瀬石打425番地

## 2 変更の年月日

平成26年1月1日

(平成26年2月25日掲示済)

**奈良市告示第97号**

平成25年度国民健康保険料督促状第5期分、第6期分の督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成26年2月25日

奈良市長 仲川元庸

## 1 この督促状の発送年月日及び納期限

期別	発送年月日	納期限
平成25年度 第5期	平成25年11月20日	平成25年12月4日
平成25年度 第6期	平成25年12月20日	平成26年1月6日

## 2 この公示送達により変更した後の納期限

平成26年3月14日

## 3 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成26年2月25日掲示済)

**奈良市告示第98号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年2月27日

奈良市長 仲川元庸

## 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 移動年月日

平成26年2月27日

## 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年2月27日掲示済)

**奈良市告示第99号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、近畿日本鉄道株式会社から次のとおり、北登美ヶ丘二丁目住宅地土地地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成26年2月27日

奈良市長 仲川元庸

## 1 換地処分の年月日

平成26年2月20日

## 2 換地処分の内容

平成26年2月13日付け奈良市指令整都区認第25-8号  
をもって認可した換地計画のとおり  
(平成26年2月27日掲示済)

## 奈良市告示第100号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年2月28日

奈良市長 仲川元庸

## 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	「奈良しみんだより」広告掲載業務
業務内容	<p>毎月発行する市の広報紙「奈良しみんだより」に掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告取扱業者は各月ごとに市へ広告料を納入する。</li> <li>・広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。</li> <li>・市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。</li> </ul> <p>その他詳細は、「奈良しみんだより」広告掲載業務仕様書による。</p>
契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
業者選定方法	一般競争入札

以下省略

(平成26年2月28日掲示済)

## 監査

## 奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成26年2月25日

奈良市監査委員 中村勝三郎  
同 中本勝  
同 三浦教次  
奈政行8号  
平成26年1月30日

奈良市監査委員 中村勝三郎様  
同 中本勝様  
同 三浦教次様  
同 松田末作様  
奈良市長 仲川元庸  
包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況につ

## いて（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

## 第4 奈良市土地開発公社について

## 3. 監査の結果および意見

## (10) 長期保有土地について

## (11) 文化振興施設整備事業

## (c) 問題点

## (ア) 事業計画の明確化

（観光振興課）

## 【監査結果】

当初の「事業概要」において、「平成13年度においては、当該土地及び建物を買収するが、特に建物については市の財政状況の推移を見ながら、工事着手までの間は、現状を維持する」と記載されており、当初から奈良市の買戻時期が明確でないことがうかがえる（なお、建物部分は寄附である）。この2、3年で土地開発公社の財政状況に対する批判が非常に高まっているなかで、事業計画が不明瞭なまま用地の先行取得を行っていることは問題である。今後の事業の進め方を早急に具体化することが必要である。

## 【措置の内容】

ならまち全体の活性化の取組みの中で、きたまちエリアの玄関口としての役割を果たすために、転害門に隣接する町屋を、観光客への案内、きたまちエリアを中心とした観光情報を発信する施設として整備を進め、「奈良市きたまち転害門観光案内所」として平成25年5月25日に開所しました。

## (イ) 立地条件を考慮した利用方法の検討

（観光振興課）

## 【監査結果】

当該用地はならまちの北に位置しており、転害門に隣接する場所であるため、この地域の文化財などの資料展示や講演会などの開催ができる施設を建設する計画である。しかし、そのような施設を建設する用地としては、仮に隣接する奈良市保有土地を含めたとしても278.55m<sup>2</sup>に過ぎず、狭すぎると考えられる。目的変更も含めて検討する必要がある。

## 【措置の内容】

ならまち全体の活性化の取組みの中で、きたまちエリアの玄関口としての役割を果たすために、転害門に隣接する町屋を、観光客への案内、きたまちエリアを中心とした観光情報を発信する施設として整備を進め、「奈良市きたまち転害門観光案内所」として平成25年5月25日に開所しました。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

<p>第3 監査の結果及び意見</p> <p>IV 市税の徴収について</p> <p>2. 結果及び意見</p> <p>(10) 個別案件の検討結果</p> <p>① 法人1位 (滞納整理課)</p> <p><b>【監査結果】</b></p> <p>(ア) 換価猶予期間経過後に適切な対応を行うべきである</p> <p>平成21年10月22日に行った換価猶予の猶予期間は同年11月21日までとされている。にもかかわらず、平成22年10月22日時点で換価処分されていないばかりか、換価猶予の延長も行われていない。期限を設定して換価猶予を行った場合において当該期間内に初期の目的を達成できなかった以上、抵当権の設定を解除して改めて不動産を差押するか、少なくとも換価猶予の延長を行う必要があると考える。</p> <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該用地は、公共事業の候補地として地権者と交渉が進められていたため、差押処分を保留していましたが、事業用地でなくなったため、平成25年4月17日に差押しました。</p> <p>平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について</p> <p>V 公有財産の管理に関する監査結果</p> <p>3. 公有財産の管理に関する個別検討結果</p> <p>(3) 個別検討結果</p> <p>③ シルバーワークプラザ (商工労政課)</p> <p><b>【監査結果】</b></p> <p>現在の使用方法では「公用または公共用に供し」とは言えないため、行政財産の用途廃止手続を行った上で、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。</p> <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成24年12月末にシルバーワークプラザをリサイクル推進課事務所内に移転するとともに、行政財産使用料を徴収しています。また、移転後の旧建物及び土地については、行政財産としての使用のめども立たなかったため、平成25年8月1日付で普通財産としました。</p> <p>平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について</p> <p>XIV 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について (平成22年度)</p> <p>3. 個別監査結果及び意見</p> <p>(1) 固定資産税の減免 (資産税課)</p> <p><b>【監査結果】</b></p> <p>減免の申請書と決裁書を奈良市文書取扱規程に基づき、適正に保存するという措置状況を確認するために、平成24年度における固定資産税の減免に係る申請書を全件閲覧したところ、申請書に受付印も申請日の記載も無く、申請書のみでは、納期限前7日までに提出されたかを確認できないものがあった。</p>	<p>減免に係る申請書は、納期限前7日までに提出する必要がある。申請書には、市が受け取った際の「受付（日付）印」を押すことになっており、市の申請書受付日を記録することができる。</p> <p>平成24年度の申請書は、監査を実施した平成24年8月13日時点で24件あったが、そのうち5件は受付印がなかった。更に、5件のうち1件は、受付印が無いだけでなく、申請日の記入もなかった。</p> <p>本件においては、当該申請書以外の書類を閲覧することによって、当該申請が期限までに提出されたことを確認できたが、当該申請書には受付印も申請日の記載も無いため、当該申請書のみでは、納期限前7日までに提出されたかを確認できない。</p> <p>申請書が納期限前7日までに提出されたことを明確に記録するため、固定資産税の減免に係る申請書には、市担当者は漏れなく受付印を押下するとともに、申請者に対して申請日を記入してもらうよう指導することが求められる。今後、同様の誤りが発生しないよう、減免決定過程で、受付した担当者とは別の者が、当該減免申請が減免要件を満たしているかの確認とともに受付日も確認するなどの内部統制の仕組みを構築されたい。</p> <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>平成25年度から、減免申請書の受付日漏れが発生しないよう担当者に認識を徹底させるとともに、担当係長が申請書に不備がないかチェックし、決裁の際にも管理職が再確認することとした。</p> <p>平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の意見に対する措置状況について</p> <p>第4 監査の結果及び意見</p> <p>I 少子化対応事業について</p> <p>14. 滞納管理全般について</p> <p>(2) 意見 (債権整理課)</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>①全庁的に統一された滞納金管理体制を確立すべきである</p> <p>上表を見ると、滞納管理体制は各担当でまちまちであることが分かる。本来、滞納金は定期的かつ速やかに督促を行い、個々の滞納金の督促・回収状況について誰が見ても理解できるような文書にして保管しておくべきである。 (上表省略)</p> <p>また、居所不明等を原因とする回収可能性が極めて低い滞納金が一部存在するのが現状である。特に、公法上の債権は地方自治法第236条第2項の規定により時効の援用を要さず5年で消滅するが、私法上の債権は民法等の規定が適用になり、時効の援用が必要となることから、居所不明等のケースの滞留債権は年々累積していく。そのため、回収コストに満たない滞納金は一定のルールを設けて権利放棄（地方自治法第96条第1項第10号）を行うことが必要であると考える。</p> <p>なお、平成20年10月に奈良市債権回収対策本部を設置し、各課で行う滞納金回収等について全庁的な取り組みに着手</p>
--	---

しているところである。しかし、当該対策本部は、いつも判断し行動ができる部署ではない。

回収が困難と認められる滞納金は、その回収を各課だけに任せのではなく、債権回収を専門とする部署を設置し、当該課が各課と協力して債権を回収することが有効であると考える。また、債権回収を専門とする部署は、各課の滞納金回収状況について定期的にモニタリングし、全庁的な滞納管理を行う役割を担うことも必要である。

#### 【措置の内容】

平成22年度に全庁的に税外未収債権の管理等を行う部署として債権整理課を設置しました。

また、税外債権の適正な管理と職員の債権回収に対する履行義務及び延滞金徴収について定めた、奈良市債権管理条例を平成25年4月1日に施行（延滞金徴収の規定については平成27年4月1日施行）しました。併せて、同条例施行規則の制定と、奈良市事務専決規程を改正し、債権処理にかかる事務専決区分を見直しました。

これらにより、各債権所管課における債権管理・回収業務を明確化し、併せて、事務処理等の平準化を行いました。

さらに、平成23年4月に策定した税外債権の包括的な基準（納入の通知から督促・催告等の債権回収業務や、債権管理台帳への記載による債権の適正な管理等）を定めた奈良市債権管理マニュアルの改訂と、このマニュアルに基づいて平成24年度に策定した各債権別マニュアルの改訂を行いました。

また、居所不明等を原因とする回収可能性が極めて低い滞納金が一部存在していることへの対応については、奈良市債権管理条例第11条で債権の放棄について規定し、私法上の債権で回収の可能性が極めて低い債権で時効の援用がなされない債権についても、権利放棄（地方自治法第96条第1項第10号）の議決を要することなく放棄できるようにしました。

なお、奈良市債権回収対策本部（平成20年10月設置）では、引き続き各債権所管課の滞納金回収状況について定期的にモニタリング等を行うことで、全庁的な滞納管理を行い、各債権所管課の債権担当職員のスキルアップと全庁的な債権管理・回収業務の平準化を行っています。

さらに、私債権である各種貸付金と市営住宅の退去者滞納家賃等の債権回収業務を弁護士法人に委託（委託期間：平成25年2月1日から平成27年3月31日まで）し、債権回収の外部委託化の推進を行いました。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の意見に対する措置状況について

#### 第3 監査の結果及び意見

#### IV 市税の徴収について

##### 2. 結果及び意見

###### （納税課）

###### 【意見】

(8) OCR読み取作業は、金融機関等に委託することを検討すべきである

納税がなされると、納税通知書のうち市控となる部分が

金融機関を通じて市に送付される。市では、職員が納税通知書を光学式文字読取装置（OCR）に読み取らせ、納税情報をデータ化している。

OCRに読み取らせるることは、専用の装置があれば可能である。そのため、当該業務を市職員が実施する場合と金融機関等に委託した場合のコストを比較して、当該業務を委託できいかを検討すべきである。

#### 【措置の内容】

平成27年1月からの新システムへの移行時に、納税通知書をペイジー対応の様式とし、指定金融機関にデータ化を委託した場合、その費用は、窓口取扱事務手数料10円に加えてデータ化するための費用15円が上乗せされ、合計25円となります。

平成24年度の実績ではデータ化可能な件数が約30万件であり、その業務を委託した場合の費用を計算すると年間で450万円となります。

一方、現在の納税課でOCRによりデータ化する一日の労力は職員1名が2時間と非常勤嘱託職員1名が約3時間を要しており年間所要金額に換算すると300万円程度となります。

以上のコストを比較した結果、当該業務を外部委託しないこととした。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の意見に対する措置状況について

#### V 公有財産の管理に関する監査結果

##### 3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

###### (3) 個別検討結果

###### ③ シルバーワークプラザ

（商工労政課）

#### 【意見】

市は、人材センターが高年齢者等の雇用の安定に関する法律第41条等の業務を行うことを減免理由としている。しかし、人材センターの決算状況を見ると収支差額がプラスとなっており、また正味財産も多額にある。建物使用料の負担は可能であると考えられるため、一定額の負担を求めることを検討されたい。

また、仮に市の施策として人材センターの運営を補助するために何らかの支援が必要と考えるであれば、透明性を確保するために土地及び建物使用料の減免ではなく、補助金支給により対応すべきである。

減免、特に更新の場合は、部長専決で決裁されるため、特定の団体がどれだけ使用料を減免されているかを市民が把握することは困難である。これに対し、補助金の場合は各課で予算計上し、議会での承認後支給されるため、第三者による牽制がかかりやすい。透明性を確保するために補助金で対応されたい。

#### 【措置の内容】

平成24年12月末にシルバーワークプラザをリサイクル推進課事務所内に移転するとともに、行政財産使用料を減免せずに徴収しています。なお、当該使用料相当額については補助金で対応しました。

⑩ 福祉政策課分室（社協事務所）  
(福祉政策課)

## 【意見】

社協が市の福祉事業を補完しており、市の施策として社協の運営を補助するために何らかの支援が必要と考えるのであれば、透明性を確保するために使用料の減免ではなく、補助金の増額により対応すべきである。

減免、特に更新の場合は、部長専決で決裁されるため、社協がどれだけ使用料を減免されているかを把握することは困難である。これに対し、補助金の場合は各課で予算計上し、議会での承認後支給されるため、第三者による牽制がかかりやすい。透明性を確保するために補助金で対応されたい。

## 【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会は、平成25年4月1日より旧辰人権文化センターへ移転し、行政財産使用料については、減免率の基準等を定めた「公有財産使用料等の減免等に係る基準」において、補助金交付団体には減免を適用しないこととしており、減免せずに全額を徴収し、補助金で対応しました。

⑬ 帝塚山三丁目集会所  
(地域活動推進課)

## 【意見】

市は、平成8年度に「奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱」を施行している。当該要綱によると、地元自治会等が申請すれば、地域集会所の新築、増築または改修に要する経費について予算の範囲内で補助金が交付される。

しかし、地域集会所は地元自治会所有の施設であり、補助金以外は、施設の建設費から維持管理費までを、基本的に地元自治会が負担しなければならない。

帝塚山三丁目集会所に対し、現在のところ市から改修費や日常の経費を拠出した実績はないものの、当該建物が市の所有となっていることから、今後、当該建物の維持管理費が市の負担となりかねない。よって、今後、当該建物の建替えや増改築の必要が発生した折には、地元自治会と協議の上、建物の譲渡も含め、他の地域集会所と同様の取扱に改められたい。

## 【措置の内容】

帝塚山三丁目集会所については、地元自治会との調整を終え、平成25年9月13日に建物を地元に譲与しました。

平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の意見に対する措置状況について

## VII 補助金等に関する事務執行状況について（平成16年度）

## 3. 個別監査結果及び意見

(1) 女性団体運営補助金  
(男女共同参画課)

## 【意見】

所管課にヒアリングしたところ、奈良市地域婦人団体連絡協議会は会員の高齢化が進行するとともに会員数が減少し、男女共同参画課のサポートがないと自主的な運営が困難になっているとのことである。また、新規の入会者も少

ないことから、連絡協議会の社会的意義や必要性、つまり社会的需要が年々低減しているか、少なくとも認知されていないことができる。そのような団体に、広く市民から集めた税金を補助金として支出し続けることが妥当なのか、検討する必要がある。

当該団体の平成23年度の事業内容を見ても模擬店、フリーマーケット等をメインとするふれあいフェスティバルの開催や、クリーン・ポイ捨て防止キャンペーンという活動を中心である。男女共同参画社会の形成という目的にどの程度合致し、効果があるか検証されておらず、補助金支給の目的と直接結びついているか不明確である。

補助金の金額は減少傾向にあるものの、既得権益化している感は否めないため、補助金支給の必要性について改めて検討されたい。また、補助金を支給しなくても会を自主的に運営できるように、会員を指導し、自立を促すよう求められたい。

## 【措置の内容】

奈良市地域婦人団体連絡協議会は、各地区の婦人会により組織された団体であり、地域の自治会活動にも貢献されています。

また、市の事業への参加及び各審議会委員としての市政参加に加え、市との協働による市民講座の企画・実施を行い、市民への活動の周知と会員の増加を図られています。

また、防災における男女共同参画が求められる現在、当該協議会の存在は地域防災の観点からも重要と考えています。

以上のことから、今後も自主的運営の充実を促しながら活動支援を続けます。

## X II 公営住宅の財務事務について（平成20年度）

## 4. 個別監査結果及び意見

(2) 住宅使用料（家賃）の決定  
(住宅課)

## 【意見】

無申告者に対する滞納家賃を含む家賃徴収管理について、一層の適切な管理措置を求める意見であるが、数的根拠が把握可能なものについては、数的根拠を明らかにしたうえで措置済とされたい。また、第三者からみて、当該数的根拠から判断して改善が図られている場合にのみ措置済とされたい。

なお、所管課に無申告者数の推移を質問し、以下のような回答を得た。市では、無申告者に3回申告の督促を実施しており、6か月滞納した者には明渡し請求も実施している。数的根拠から判断して改善が図られている。

## 【措置の内容】

収入申告の無申告者数は、平成22年度41人、平成23年度40人、平成24年度17人と減少しており、着実に改善しています。なお、各年度末の数値では、無申告者が存在していますが、「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」（平成23年10月26日施行）を策定し、滞納金額が少額のうちに徴収できる仕組みを構築したことにより、各年度の翌年度において無申告者による滞納が生じない仕組みを構築しました。

(3) 住宅使用料（家賃）の徴収

（住宅課）

【意見】

滞納家賃の回収の強化を求める意見であり、数的根拠が把握可能なものについては、第三者からみても当該数的根拠から判断して改善が図られている場合にのみ、措置済とされたい。

【措置の内容】

現年度分の収納率は、平成22年度91.7%、平成23年度93.1%、平成24年度97.4%と着実に向かっております。また、滞納金額総計は、平成22年度670,623千円、平成23年度663,034千円、平成24年度631,749千円と着実に減少しております。過年度分については、分納誓約書の再協議の上、滞納債権の債務承認を行い、債権回収の向上に努めています。

(6) 公営住宅の管理業務の立て直し

（住宅課）

【意見】

市は、平成23年4月に滞納分の役割を担う収納係を設置し、管理係が、現年家賃管理を早期に認識し、滞納金額が小額のうちに徴収できる仕組みを構築し、また、「奈良市営住宅家賃滞納処理要領（平成23年10月26日施行）」を策定しており、着実に債権管理業務を改善している。

また、所管課はロードマップを作成してはいないが、解決可能な問題から解決していくおり、ロードマップがなくても者実に公営住宅の管理業務を立て直している。

そもそもロードマップは、問題点を網羅的に解決するために、スタート時点で作成されるべきものであり、措置済または措置不可能とされたい。なお、その際には、公営住宅の管理業務について改善した点や今後の改善の方向性等を詳細に記載されたい。

【措置の内容】

平成23年4月に滞納家賃の収納の役割を担う収納係を設置し、今後、新たに発生する滞納を処理するため「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」（平成23年10月26日施行）を策定しており、滞納金額が少額のうちに徴収できる仕組みを構築し、過去の累積滞納を整理するため「奈良市営住宅家賃滞納整理方針」（平成23年10月26日施行）を策定しており、それに基づき債権管理業務システムを構築しました。

退去者滞納家賃については、平成25年2月1日に奈良市営住宅等退去者滞納家賃等の回収業務を弁護士法人に委託しました。

生活保護受給前の滞納で、分割納付期間が10年～90年等の滞納者については、いつの時期から生活保護を受給し、住宅扶助の支給を受けていたのか等を調査し、分割納付期間を確認していない者については、訴訟対象となる可能性はあるものの、代理納付（生活保護担当課が、受給者に代わって直接住宅課に家賃を支払う制度）で現年度家賃を支払している場合が多く、直ちに法的措置等をとり難く、今後は奈良市債権管理条例に基づき措置します。

多額な家賃滞納者に対しては、奈良市営住宅家賃滞納整理方針（平成23年10月26日施行）に基づき、住宅の明渡し

等請求訴訟を提起し、滞納家賃の一括支払を請求し、応じない者に対して判決による明渡しの強制執行手続を行っています。

XIV 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について  
(平成22年度)

3. 個別監査結果及び意見

(1) 固定資産税の減免

（資産税課）

【意見】

減免の申請書と決裁書を奈良市文書取扱規程に基づき、適正に保存するという措置状況を確認するために、平成24年度における固定資産税の減免に係る申請書を全件閲覧したところ、申請書に記載すべき内容は網羅されていたが、その様式が統一されていなかった。

平成24年度の申請書は、監査を実施した平成24年8月13日時点で24件あったが、申請書の様式がまちまちであり、古い様式の申請書も混在していた。様式が統一されていない要因は、課内の担当者ごとに異なる様式のひな形ファイルを所有し、担当者によって異なる様式を申請者に渡していたためである。

様式がまちまちであると、間違が発生しやすい等、問題の起こる可能性がある。申請内容の確認作業の効率化をはかるため、申請書の様式は統一すべきである。

そのためには、まず課内の共有フォルダ等に最新の様式を格納して、申請者に申請書の様式を渡す際には、共有フォルダ等に格納された最新の様式を渡すなど、混乱がないよう徹底する必要がある。申請者にも、最新の様式で申請するよう協力を求めていくことが望まれる。

【措置の内容】

平成25年度から共有フォルダに格納されている統一様式を使用するように指導徹底しました。

(2) 固定資産税の非課税

（資産税課）

【意見】

非課税の申告書と決裁書を奈良市文書取扱規程に基づき適正に保存するという措置状況を確認するために、平成23年度における固定資産税の非課税に係る申告書を全件閲覧したところ、申請書に記載すべき内容は網羅されていたが、その様式が統一されていなかった。

平成23年度の申告書は、37件あったが、申告書の様式がまちまちであり、古い様式の申告書も混在していた。様式が統一されていない要因は、課内の担当者ごとに異なる様式のひな形ファイルを所有し、担当者によって異なる様式を申告者に渡していたためである。

様式がまちまちであると、間違が発生しやすい等、問題の起こる可能性がある。申告内容の確認作業の効率化をはかるため、申告書の様式は統一すべきである。

そのためには、まず課内の共有フォルダ等に最新の様式を格納して、申告者に申告書の様式を渡す際には、共有フォルダ等に格納された最新の様式を渡すなど、混乱がないよう徹底する必要がある。申告者にも、最新の様式で申告す

るよう協力を求めていくことが望まれる。

**【措置の内容】**

平成25年度から共有フォルダに格納されている統一様式を使用するように指導徹底しました。

**(7) 税額の修正**

(市民税課)

**【意見】**

税額の減額修正について、納付書を作成するための決裁文書と課税システム内のデータの整合性をチェックし、納付書の正確性をチェックする体制を整備すべき、という監査意見に対して、市民税課は、決裁文書と減額修正の入力後システムから出力される「市県民税 減額処理整合性リスト」とを照合するチェック体制を整備したため、措置済であるとしている。

これを受け、平成24年度の市民税課による整合性チェックの状況を確認したところ、以下のような状況であった。

まず、6月の減額修正の入力件数が非常に多く実務上困難であるとして、市民税課担当者は、平成24年度6月は当該整合性チェック業務を実施していない。6月の減額修正の入力件数が多いのは、3月から5月までは当初課税事務の繁忙期であることから減額修正の入力を行っておらず、3月から6月に識別した減額修正を6月にまとめて入力しているためである。

また、7月以降は入力件数が6月に比べて少ないことから、チェックを実施しているが、チェックは入力の都度実施しているわけではなく、1ヶ月に4回実施している税額修正の入力のうち、1回を選定し抜き打ちで整合性をチェックしているのみである。市民税課は、1ヶ月に1回のチェックにより十分な牽制効果があり、この頻度で問題ないと主張している。

しかし、入力件数の多い6月は、処理誤り等の可能性が他の月よりも高いともいえ、チェック対象とならなかった3~6月分と、7月以降の月4回の入力のうち3回分の税額修正は、「市県民税減額処理整合性リスト」との確認が全く行われないことになるが、納付書を作成する際の税額の正確性のチェックは、基本的に全件実施することが望ましい。

毎月4回とも全件チェックすることが現状の業務量から見て困難であれば、合計で整合性チェックを行う等効率的なチェック方法を考案する、または、4回のうち1回は全件チェックし、残り3回は抽出したサンプルについてチェックするというようにチェック内容に軽重をつけるなど、現実的な方策を検討されたい。

**【措置の内容】**

税額が減額修正となった納税義務者リストと決裁文書を照合するチェック体制については、平成25年9月から毎月4回のうち1回は全件照合し、残り3回については、リストから無作為に抽出した分と決裁文書について照合することとしました。なお、従来より職員の担当地区については、職員の住所地を含む地区は外すとともに、2年に一度の担当変更を行っています。

(市民税課)

**【意見】**

税額の減額修正について、決裁文書と課税システム内のデータの整合性をチェックする体制を整備すべき、という監査意見に対して、市民税課は、決裁文書と課税システム内のデータを出力した「市県民税 減額処理整合性リスト」とを照合するチェック体制を整備することで、措置済であるとしている。

しかしながら、この業務は口頭で指示されているのみで、文書化されていないため、人事異動などにより消滅するおそれがあり、体制を整備したとは言えない。

当チェック業務を、課内マニュアルに追記するなどの方法により文書化されたい。

**【措置の内容】**

税額の減額修正に係る決裁文書と課税システム内のデータの整合性のチェック体制については、課内マニュアルの平成25年度の改訂版に追記しました。

**(14) 不納欠損**

(滞納整理課)

**【意見】**

換価価値がないとしても差押解除することの合理性については十分な根拠がなければならないため、市民への説明責任を果たせるよう、執行停止に際しては判断の合理性を証する書類を備え、決裁規定に則った決裁を行ったうえで適切に処置されたい。

**【措置の内容】**

不動産の差押解除においては、処分予定価格、担保債権の劣後等を精査し、換価価値がなければ、差押の解除を行っています。同時に換価価値がないものとして、判断の合理性を証する書類を添付し、決裁規定に則った決裁により執行停止を行いました。

(平成26年2月25日掲示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第7号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年2月19日

奈良市水道事業管理者  
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社シーテック	代表取締役 茶垣内 好弘	京都府相楽郡精華町祝園西一丁目4番地2	平成26年2月18日

(平成26年2月19日掲示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会平成26年3月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年2月25日

奈良市農業委員会  
農政部会長 吉川 隆男

1 日時

平成26年3月4日（火）午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

議案

- (1) 遊休農地解消モデル事業の実施計画について
- (2) なら農業委員会だより第57号の発行について

報告

- (1) 農業相談会の実施結果について

（平成26年2月25日掲示済）

### 奈良市農業委員会公示第1号

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積の公示

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積について次のとおり定め、平成26年5月1日より施行する。

別段の面積	別段の面積を適用する区域
30アール	奈良市全域

平成26年2月25日

奈良市農業委員会長 大西崇夫  
(平成26年2月25日掲示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。